

令和5年度第2回逗子市都市計画審議会

会 議 録

令和5年10月25日開催

令和5年度第2回逗子市都市計画審議会会議録

日時：令和5年10月25日（水）

10時00分～12時00分

場所：市役所5階 第3会議室

出席	苦瀬博仁 会長	鈴木伸治 会長職務代理者
	一ノ瀬友博 委員	鈴木正 委員
	田幡智子 〃	高野毅 〃
	丸山治章 〃	堤勇一朗 〃
	福岡伸行 〃	鈴木新 〃
	板倉友梨奈 〃	安田正則 〃
	加治屋正仁 〃（代理：逗子警察署地域課長 後藤哲也）	
	森尻雅樹 〃	

欠席

近藤大輔 委員

事務局 環境都市部石井部長 青柳次長（環境都市課長事務取扱）

環境都市課有賀係長 平元主任 三橋主事

日本工営都市空間株式会社 木村課長 岩橋担当課長

傍聴者 1名

【青柳次長】 それでは、定刻よりも少々早い時刻でございますけれども、全員お集まりのようですので始めさせていただきます。

ただいまより令和5年度第2回逗子市都市計画審議会を開会いたします。本審議会では事務局を務めます環境都市部次長の青柳でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【苦瀬会長】 かしこまりました。それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、会議の成立等について、事務局より御報告をお願いいたします。

【青柳次長】 それでは御報告いたします。本日出席委員は定数15名中14名の方がいらっしゃっております。過半数を超えておりますことから、逗子市都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の成立を御報告いたします。

なお、本日は逗子警察署の加治屋署長が公務により御欠席となっておりますので、逗子市都市計画審議会条例施行規則第2条に基づきまして、逗子警察署地域課長の後藤哲也様に代理出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

続いて、新たに委嘱されました委員について御紹介をいたします。市議会の議員といたしまして、丸山治章委員でございます。

【丸山委員】 よろしく申し上げます。

【青柳次長】 また、事務局のほうですが、人事異動によりまして一部変更がございましたので紹介させていただきます。環境都市課係長の有賀でございます。

【有賀係長】 環境都市係長の有賀と申します。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 それから、前回に引き続き都市計画マスタープラン等の策定に当たりまして、計画策定支援の業務委託を行っている日本工営都市空間株式会社のほうからも2名出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開について御報告いたします。本審議会は、特に個人情報を扱う案件を除きまして公開により開催をしております。本日の審議案件は個人情報に係る事項はございませんので、傍聴希望者に既に御入室をいただいております。傍聴の方をお願いいたします。会議に先立ちましてお願いいたします。傍聴に関しましては、限られた時間で円滑に審議を進行させるために、私語等審議の妨げになるような行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

また、会議時間の御報告です。本日の審議時間は会議予定時刻として12時ということとさせ

ていただいておりますので、よろしく御承知おきください。委員の皆様におかれましては、会議進行への御協力、よろしくお願いいたします。以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。それでは、次第の2番目に入りたいと思います。議題の(1)でございます。都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定についてに移りたいと思います。事務局より御説明をお願いいたします。

【平元主任】 では、改めて、おはようございます。環境都市課の平元です。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

まず初めにですね、議題1で用いる資料について確認をさせていただきます。まず、資料の1-1、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定に係る市民説明会の実施概要。続いて、資料1-2が同じく同計画に係るオープンハウスの実施概要でございます。

資料2がまちづくり連携砂防事業を踏まえた修正についてということで、こちら大変申し訳ございません。昨日メールで差し上げたとおり、事前郵送差し上げた資料に誤植がございましたので、本日机上配付したものが正しいものになります。なので、本日机上配付したものをお使いいただければと思います。

続きまして、資料3-1、横型のA4横の都市計画マスタープラン素案に係る意見ということで、これは審議会中でいただいたものと審議会後にいただいたものの意見が両方とも3-1に入っております。続いて資料3-2が立地適正化計画に係る意見ということで、こちらままとめてございます。

続いて資料4-1が都市計画マスタープラン素案ですね。この分厚い縦型の冊子、令和5年10月時点という冊子でございます。資料4-2が立地適正化計画の素案ということで、最後に参考資料としてA3の横型の前回配付しているものと若干日にち等を更新したものでございますけれども、全体のスケジュールということでお配りをしております。

以上が本日の資料になりますけれども、資料過不足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、早速中身に入っていきたいと思っておりますけれども、まず本日の審議会全体の趣旨ということで御説明をさせていただきます。前回はこの都市計画マスタープラン、立地適正化計画、両計画の審議の初回ということもございましたので、両計画を各素案に沿って私のほうから網羅的に説明をさせていただきました。それらを踏まえて皆様から、前回審議会の中でいただいた御意見、あとそれ以降にいただいた御意見、さらに事務局のほうでも様々な調整の中で修正

した部分がありましたので、本日はその主立った変更点の御説明を差し上げて、御審議をいただければなというふうに考えております。本日の本議題の審議は、次回が11月20日に第3回を予定しておりますので、本日の御審議を踏まえて、第3回でさらに素案をブラッシュアップしたものをお出しして、次回の審議会ではほぼ答申の形まで進めていければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、議題のア、イ、ウに今回分かれておるのですが、それぞれごとに資料の御説明をして、都度質疑応答の時間を設けたいというふうに考えておりますので、まず議題のア、説明会及びオープンハウスの実施概要についての報告について説明をさせていただきたいと思っております。

では、お手元に先ほど御紹介した資料の1-1、市民説明会実施概要と資料1-2のオープンハウスの実施概要を御用意いただけますでしょうか。では、中身の説明に入らせていただきます。まず、市民説明会に関しましては、既にお伝えしたとおり、8月、9月にかけて計4回、小坪コミュニティセンターで1回、沼間コミュニティセンターで1回、市役所で平日の夜間に1回、土曜日の午前中に1回、計4回行いました。こちら事前の周知といたしましては、「広報ずし」のカラーページであったりとか、あと広報板でのチラシ掲示等もいたしたものの、なかなか計画自体がとっつきづらいというところもあってか、参加人数は4回の合計で21名というところでした。ただ、参加者は少なかったものの、比較的これまでこういった計画づくりの説明会に頻繁に参加される方というよりも、どちらかという初めてこういう計画、説明会に来てみましたであったりとか、これまでそういった市民活動の場に来られなかったような方も結構多数来ていたなというような印象がございました。

さらに、質疑応答もかなり各回盛り上がって、それぞれ2時間ずつの会議を開催していたのですが、時間いっぱいまで質疑をいただくような形でございました。細かい部分は後ろに一覧表でつけておるのですが、その概要というところでは、逗子の都市づくりに期待をしつつ、逗子海岸などの自然環境の保全、活用ですとか、あと今現在進んでいる逗子駅・東逗子駅、駅周辺の開発の関係の質問、あと小坪地区の関係だったりとか、個別の具体のこう進んでいるのか、どうなっているのかですとか、あと、そもそも都市計画マスタープラン、立地適正化計画とはどういうものなのかであったりとか、そういった質問が多かったような印象でございます。

なので、比較的、少し都市計画というものに興味はあるけれども、そういった計画自体はあまりよく分からない。ただ、それを質問することによって、理解を深めていただけたのではないかなというような印象がございました。

続いてがオープンハウスでございます。資料1-2のほうを御覧いただけますでしょうか。今回、通常はこの説明会のみで終わるようなケースが多いのですが、今回より幅広くということで、このオープンハウスというものの企画をいたしました。オープンハウス自体は、市役所の1階、正面玄関入ってすぐ右手に広いホールがあると思うのですが、そちらに20枚ほどこの計画の素案の内容をピックアップしたものをパネル展示いたしまして、時間内に出入り自由に御来場いただいて、個別に御説明をするというようなものでございます。こちらが8月31日から9月6日にかけて、毎日10時から15時の間で開催をいたしました。

こちらに関しては、総参加人数が81名でございます。こちらはより市民説明会以上に、元々こういった都市計画マスタープランのオープンハウスを見に来たという方も中にはいらっしゃいましたけれども、大半の方は市役所に御用があつて、例えばマイナンバーの申請でいらっしゃったとか、何かの事務で来られた、来られた際に、我々今回、オープンハウスの入り口のところに、逗子の年代別の航空写真のパネルというのも置いておったんです。それでどういうふうに関が進んで、どういうふうに関が移り変わったかというような写真展示もしまして、そういったところで足を止めていただいた方に、よかったです見てくださいませんかということで呼び込みをいたしまして、その中でこういう計画の趣旨であったりとか、この計画がどういった目的でつくられているかといったお話を差し上げたような形でございます。

なので、やはり質問の内容としては、どちらかという意見というよりも質問に近いものが多かったかなというような部分はございますけれども、やはり個別の先ほどの開発であったりとか、災害に対する都市計画の観点での対応だったりとか、そういったところに御関心が高いなというのを感じました。

このオープンハウスは、個別に御説明をするという形と、一通り御説明が終わった方に対しては、あくまで任意という形なのですが、アンケートをとっておりました。このアンケートをいただいた件数というのが32件でございます。

なので、オープンハウスのほうも、さらに後ほど御紹介できればと思うのですが、今回このオープンハウスをやることによって、本当に今まで都市計画というものの、言葉もある意味、聞いたことのない方にも触れていただくような機会が作れましたので、先週末に行われた市民まつりのほうにも、こちらのパネル、いくつか抜粋して持って行きまして、ブースを設けました。あくまで市民まつりという場なので、たくさんの展示を見て回ったりとか、そういった場なので、この市役所でやったオープンハウスほど、じっくり1枚1枚見てという形ではなかったで

すけれども、100人を超える方にブースに御来場いただいて、ちらっと見ていただいたりとか、中には1対1で話をさせていただいた方もいらっしゃったような状況でございます。

概略になりますけれども、以上でございます。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明でございますが、その内容につきまして、御意見がございましたらお願いいたします。

【福岡委員】 意見というよりも、確認なのですが、このオープンハウスで出てきているというのは、様々な病院の誘致の問題とか、いろんなことが出てきているんですが、これは必ずしも都市計画審議会の審議事項とは限らないという理解でよろしいですね。

【平元主任】 お答えさせていただきます。そのとおりでございます。御質問としては、やはり個別具体の案件に即したような御質問が多かったですけれども、市の現状としてお答えしつつ、あくまで都市計画として扱う、例えば先ほどの病院誘致であったら、病院の地区は地区計画であったりとか、あと用途地域を一部変更させて、都市計画のアプローチでやっている部分もございますので、そういった都市計画の範疇はここまでです、そうでない部分はここまでですという形で御対応させていただいたような形でございます。

【福岡委員】 そうすると、この表というのは、ほかの審議会でも導入されているという。

【平元主任】 そうですね、審議会というよりも、本当に幅広く、防災の関係だったりとか、かなり幅広く御意見はいただいたので、なのでこの内容、いただいた御意見に関しては関連する所管のほうには共有はさせていただいております。

【福岡委員】 分かりました。ありがとうございます。

【苦瀬会長】 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、市民説明会とオープンハウスでいろいろな御意見をいただいたようでございますが、この審議会だけではなくて、いろいろ市の行政に関わること、いろいろ御意見賜ったと思いますので、これからの行政に活かしていただくようお願いいたします。

それでは、御質問がないようでございますので、続いての資料について、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

【平元主任】 では、続いてですね、資料2のですね、まちづくり連携砂防事業を踏まえた修正についてという資料を御用意いただけますでしょうか。併せてですね、資料4-2の立地適正化計画の素案についても御準備いただければ幸いです。

では、このまちづくり連携砂防事業を踏まえた修正についてという項目なのですが、こちら

はですね、前回特に御審議の中でまだ修正中というところで説明していなかったんですが、事務局のほうで神奈川県と調整をする中で、立地適正化計画に新たにこの要素を盛り込んでいこうというような内容の修正でございます。

では、まず資料に沿って御説明をさせていただきます。まずですね、これは崖の防災工事、簡単に申し上げますと、立地適正化計画に国が定めた要件を満たすと、崖の防災工事の国からの補助の部分を拡充されるというような内容になるのですが、まず、前提としてですね、崖の防災工事実施の流れということで、神奈川県のほうで急傾斜地崩壊危険区域というものを指定しています。これは県では住民からの要望を受けて、急傾斜地法で定める一定の基準を満たした箇所を随時、順次ですね、急傾斜地崩壊危険区域に指定をして、様々行為の制限だったり、防災工事を行っているというような形でございます。

この急傾斜地崩壊危険区域の指定基準というのが、この1、2、3で書かれている、こういった基準を満たすところに対して指定をしているのですが、指定をした中での工事の実施基準というものがございます。それで工事の実施基準の中の3番ですね、急傾斜地の高さが基本的には10メートル以上で、急傾斜地の崩壊により被害が生じるおそれがある家が10戸以上密集していること。ただし、次のいずれかに該当し、特に崩壊の危険度が高いと認められる箇所は、高さ5メートル以上、人家戸数5戸以上とするというふうにあります。原則としては急傾斜地の高さが10メートル以上ということが工事の実施基準として挙げられているものでございます。

それに対してですね、次のページを、裏面を御覧いただけますでしょうか。それに対して2番のまちづくり連携砂防事業の令和5年度拡充内容というものなのですが、こちらはですね、国交省の資料から抜粋をしたものでございます。国交省のほうで、本年度令和5年度からですね、砂防事業の計画とまちづくりの計画の連携強化というのをうたっております。今まで砂防事業のほうでその危険区域の工事をしていましたけれども、まちづくりの計画と連動させることによってですね、その工事のより効果が発揮できる場所に工事を行うことによって、限られた財源の中で効率的に工事を行っていくという趣旨かなというふうに考えております。

中身としてですね、災害レッドゾーンにおける立地抑制というのを進めるとともに、居住誘導区域とも将来にわたって居住が継続される地域について、重点的な砂防関係施設の整備をすることにより、土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりを実現させるという趣旨でございます。

なので、砂防部局とまちづくりの部局のほうで各計画を連携させることによって、今まで行っていた工事の部分をどこにその工事を行っていくか、工事の選定箇所だったりも含めてですね、より効率よく効果的に行っていこうという趣旨でございます。

このページの下段の拡充内容のところなのですが、採択要件としてですね、市町村が作成するまちづくりに関する計画、これがですね、いわゆる立地適正化計画になります。この立地適正化計画にこの四角で囲んでいるイ、ロ、ハの要件を追加することによってですね、下段の拡充事項、崖高の要件、先ほど原則10メートル以上だと国からですね、補助を受けて、より崖の工事が進めやすいというものがありますけれども、それを5メートル以上にその要件を緩和されてですね、10メートル未満5メートル以上の崖の工事に関しても、国の補助、県が事業を実施する上で国の補助を受けてですね、より実施が進んでいくというものでございます。

ちなみに、10メートル未満のものもですね、物によっては神奈川県単独の予算で崖、急傾斜の工事も併せて行っていただいていますけれども、やはり国の補助がより入ると、工事が大変進めやすいというものもございますので、そこで条件を満たすことによって、崖高の要件を拡充していこうというような内容でございます。

この採択要件をですね、今回満たすような形で立地適正化計画のほうを修正しようというふうに考えているのが、次のページでございますね。3番の採択要件を踏まえた修正点でございます。こちらがですね、まず、立地適正化計画の45ページを御用意いただけますでしょうか。この立地適正化計画の45ページがですね、防災に関する基本的な方針ということで、防災関係の取組方針を記載したページでございます。45と46ページがその防災関係の取組方針を記載したページでございます。前回お示ししていた立地適正化計画に関しては、例えばこの45ページにある津波ですとか洪水、高潮というのは、全て津波だけの項目、洪水だけの項目、高潮だけの項目のような形でありまして、前回お示したのも、土砂災害のみの項目ということで、土砂災害の中で小項目に分けておりませんでした。ただ、今回のまちづくり連携砂防を踏まえた修正というところで、土砂災害の中でもですね、土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンですね、の対応と、あと居住誘導区域内の土砂災害警戒区域、イエローゾーンですね、の対応ということで、レッドとあと居住誘導区域内のイエローということで、項目を分けてございます。

資料2のほうに戻っていただきまして、資料2で、まずですね、採択要件のイがですね、砂防関係施設の整備に関する方針と、今回砂防関係施設で保全すべき区域というところがござい

ますので、これはですね、取組方針で資料2のほうで、45ページの表を抜粋しておりますけれども、このイにございますとおり、居住誘導区域内の土砂災害警戒区域という項目のところに、ここを中心にですね、急傾斜地崩壊防止工事等の土砂災害防止施設等の整備を行うということ、あえてここに分けてですね、記載をしております。

さらに、続いてですね、ハのところですね、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく移転等の勧告の活用に関すること。この項目に関しましては、この下段のですね、⑦のところですね、下段の表の⑦のところで、土砂災害特別警戒区域の項目のところに移転等の勧告を必要に応じて活用するというを記載しております。ですので、ここであくまでレッドに関しては、移転等の勧告であったりとか、あとその移転費用の支援の検討、あと、そもそも居住誘導区域からレッドは除くというような形をしておりますので、そもそも極力居住をですね、誘導していかないというような形で、リスクを回避するという形で書いておまして、一方で、居住誘導区域内の土砂災害警戒区域、イエローゾーンに関しましては、急傾斜地の崩壊防止工事を行うことによって、災害リスクを低減するというような形で書き分けています。なので、国のほうとしては、レッドとイエロー、実際のイエローの部分にレッドの周りをイエローが囲んでいるような形なので、レッドの工事は、じゃあやらないよというわけではもちろんないのですが、ただ、大きな方針としてですね、レッドとイエローというの、全てに対してその工事をするというわけではなくて、ポイントを押さえてですね、より効果のあるところに工事をするというような趣旨であれば、より国の補助の採択要件を拡充するというような考え方になっていきますので、それに基づいてですね、神奈川県とも調整をしながら、こういった書きぶりにしております。

さらにですね、ロのところでございますけれども、土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させている具体的目標、これに関しては前回の立地適正化計画の素案のほうでも記載をしておりましたが、76ページの中にですね、防災に関する目標値において、市街化区域での土砂災害レッドゾーン内の居住人口割合というのを設定しております。

これら要件を、こういった形でですね、満たすような形で立地適正化計画を修正していきたいなというふうに考えております。

最後に、余談でございますけれども、実はこの国交省のまちづくり連携砂防事業の拡充というのが、令和5年度から拡充となったのですが、先行して横須賀市さんがですね、昨年度令和5年の3月に立地適正化計画を改定しておるのですが、このまちづくり連携砂防事業の修正を

見越した改定をしていて、本市の今回お示ししたのと近いような書きぶりで改定をしております。それで実際ですね、今年度横須賀市さんのほうで、その拡充、まちづくり連携砂防事業の拡充を受けた形で、10メートル未満の崖地に関してもですね、工事をする計画で今、進めているということで聞いております。

なので、本市のほうでもですね、ここで立地適正化計画でこうやって位置づけることによって、少しでも防災工事を進めていくというところの後押しができればなと思っての今回の修正でございます。

では、資料2の説明としては以上でございます。お願いいたします。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明、イのまちづくり連携砂防事業を踏まえた修正についてでございますが、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【板倉委員】 「うん？」という声がこんなに聞こえていたので、市民委員は共通する質問なのかもしれないのですが、違うところかもしれません。ごめんなさい。レッドゾーンとかイエローゾーンという単語が具体的に何を意味するのかがよく分からないので、説明の内容がついてこないの。何の説明をされているのか、よく分からなかったの、教えていただけるといかなど。

【平元主任】 まずですね、土砂災害の防止法で、今こちらのですね、市のほうで配っている土砂災害のハザードマップでございます。防災安全課で配布をしているものになるのですが、これですね、数年前にその土砂災害防止法に基づいてですね、土砂災害の特別警戒区域というのがいわゆるレッドゾーンと呼ばれる区域で、イエローゾーンというのが土砂災害の警戒区域でございます。その指定がですね、数年前に、これ、全国的にですね、指定がなされて、それで例えばレッドゾーンのところに関してで言うと、建て替えをするときにですね、建築物が万が一、土砂の災害が起きたときに耐え得るような、例えば木造だったり、木造だと崩れてしまうので、例えばコンクリート造だったりとか、レッドゾーン内の建築物の規制が大きくかかるであったりとか、あとこれはあくまで警戒区域になりますので、例えば大雨とかそういった災害時にですね、この区域に関しては避難をしてくださいというのを呼びかけるような、そういった区域指定というのが数年前に出されています。

ややこしいのですが、土砂災害の警戒区域という考え方と、あと一方で、さらに重なるところが多いのですが、急傾斜地の崩壊危険区域というのも別途ですね、指定されています。そ

の急傾斜地の崩壊危険区域というのは、この地域のお住まいの住民の方から、例えば崖地が御自宅の裏にですね、例えば崖地があるようなお住まいの方々の複数名の方の要望によって、神奈川県に要望をして、急傾斜地の崩壊指定区域の指定を受けて、それで順次ですね、指定されたところは工事を、崖地ののり面の工事を進めていくというような制度がございます。

今回ですね、その急傾斜地の崩壊危険区域の工事と、様々条件で、国からも補助を受け、それで神奈川県が実施し、市も負担をしてというような形で工事をやっているのですが、それが国からの補助を、より受けられる、国から補助を受けたほうがその工事がどんどん進んでいくってですね、安全対策がなされるわけですね。現在、一部国からの補助が受けられないだったりとか、そういったもので指定されている場所全域がですね、工事進んでいる、全て完了しているわけではないので、なので、こういった立地適正化計画の部分を変えることによって、より国からの補助を受けやすくして、土砂災害の工事をなるべく多くですね、進めていきたいという趣旨のものでございます。ごめんなさい。あと補足いただければ。

【森尻委員】 土砂法という法律は、日本中でそういった土砂災害によって、ここは危ないですよということを、行政がもっとちゃんとお知らせしましょうという趣旨の法律なんですね。つまり、キーワードは、市民の方に備えていただくためにという法律なんです。例えば、津波の恐れの場合、名称としては津波浸水想定区域、同じ区域なんだけど、過去のいろんな例から予測すると、ここは津波がいつか来た場所ですよ。水際線から10メートルぐらい奥行きまでとか、20メートル付近までここは津波が来るかもしれない。同じように、この崖地というのは、よくよく調べたところ、高さが5メートル以上で、危ない場所だというふうに判断されたので、この崖は危ないですよ、とまずお知らせする。そして、この崖は危ないですよということを、少し乱暴に言えば、すごく危ない崖のところは特別で、そこから少し、もう少し幅広いところがイエロー、警戒区域というふうに言っている。すごく危ないレッドという崖の部分と、その前後のところまで含めた警戒区域でイエローというところの、大きく2段階とした。いずれにしろ、崖というところが、ここは危ない場所ですよ、市民の皆さん、ちゃんと備えてくださいねと、危ないところが危ないということを、行政としてきちっとお知らせする。それがこのレッドゾーンとイエローゾーンになります。

まずそれが大前提になります。

【板倉委員】 すみません、土砂災害のレッドゾーンと、急傾斜地崩壊何とかのレッドゾーンと、それぞれレッドゾーンというのがあるんですか。

【森尻委員】 崖に関する法律が大きく2種類あって、今言ったレッドゾーン、イエローゾーンという、ここは危ない場所ですよというのをお知らせして、しっかり備えてくださいね、これは土砂災害法という法律です。この法律と別に、急傾斜地崩壊の災害防止法という、また別の法律があります。同じような崖の法律なので、これは極めてよくいただく質問、違いが難しいところですが、別にあります。基本的には市民の皆さん、ここは危ないですよ、備えてくださいねという土砂法という法律と、それから急傾斜地法という法律というのは、これはもっと即地的に、そこに住んでいる人が自分の背中の中のところの崖が危なくて、ご自分の土地ですが、補助金というのを別にもらっても、のり面工事まではできない、なかなかお金がかかるので、危険区域を定めて、のり面工事をどんどんどんどんやっていくため、そのための法律ということになります。危ないですよという場所で、補助金を活用し対策を行っていく、そうした点で、まず法律の思想が異なっています。この別の2つの法律というものが、世の中の的に見れば崖という同じものに対し指定されている。いずれにしろ、危ない場所に基本的にはできるだけ住まれない方がいいですよ、ただし、財産権というところがあって、いや、ここに住み続けたいんだというお気持ちもよく分かる。その折り合いを2つの法律によって整理されている、というのがここに記載のことだと理解しています。すごくざっくりした説明は以上になります。

【苦瀬会長】 よろしいですか。はい、どうぞ。

【安田委員】 具体的な質問をします。私の住んでいるそばはレッドゾーンなんです。それで、市役所のほうへ行きまして、何とかしてくれないかという、まず1つは私有地、そこは私有地ですね。市としては私有地についてはやりませんという回答がありました。

それから次にですね、住民から、ここにも書いてありますけれども、住民からの要望を受け、一定の基準を満たした箇所と書いてありますが、これは何と住民からの要望は全員ですね、の要望、オーケーがとれないと駄目だと、こういうことです。1人でも反対すると、その指定は受けられないと。

それから3つ目、反対される理由はですね、急傾斜地崩壊危険区域になると、土地の値段が下がってしまう。ということで、反対という方があります。それから、もう、次元が違うんですが、この風景、景色がいいから、あんなコンクリートのですね、壁なんかつくってほしくないという、風致というか、そういう観点からの意見があって、なかなかですね、この急傾斜地崩壊危険区域に指定してもらえないということです。

それからですね、お聞きしたいのが、今お話があったように、これ、窓口は横須賀土木事務

所なんですね。逗子市じゃないんです。鎌倉はですね、なんと藤沢なんですけども、横須賀土木事務所さんに御相談する。そして土木事務所さんで国の補助金をもらえたら、順次やっていただけると、こういう段取りなんです。ところが最近ですね、桐ヶ谷市長が2年ぐらい前からですね、いろんな事故がありました。一番有名なのは、池子の高校生の死亡事故。それから、海岸でお1人、崖崩れで亡くなっている事故。そういうこともあってか、予算をですね、つけましたと。たしか500万ぐらいだったと思うんですけども、増額はされています。

今、私がお聞きしたいのは、崖崩れのをやるのはいいんで、書いてあるのはいいんですけど、住民からの要望と書いてあるけど、住民の10人のうち5人賛成しても駄目。10分の10、全員の合意を得なきゃいかんということは、ここは変えていくべきじゃないかなということです。そうすると、みんな言わなくなっちゃうから、やめたほうがいいという意見があると思いますが、そういうことと、それから逗子市の予算ですね。横須賀土木事務所は国へあげていただいて、多分何千万という工事をやってくれていると思います。たしか大きな、大工事をやっていらっしゃるなと思います。逗子市は、やっていないですね。やってほしいということで、話を環境都市課（正しくは都市整備課）に話をしたら、何件かやっていらっしゃる。やっています。そういうものを拡大していただければいいなということを思います。まちづくり連携砂防事業、砂防法に基づくんでしょ、これ。だから、これをやるのはどんどん進めていただきたいと思います。

それで、私有地だから駄目だという論理はやめていただきたい。私有地だから駄目だ。極端なことを言われたんですけども、お宅の地域に住んでいる人はお金持ちだから、自分たちでやってくださいという発言があったんです。何だ、こいつはと思ったんですね。そういうですね、市役所のある方がそういうことをおっしゃったのですが、そういう感覚、私有地だから駄目よという話は、池子の事件のときに逗子市は、あれは私有地だからとかいうことで、県道のほうの、県に責任があるということになっているわけです。県は訴えられたんですよ。逗子市は訴えられてません。

だけど、そういうことですね、この崖崩れについては、命に関わることですから、もう少し逗子市としても緻密なですね、考え方、対応方法をお考えいただきたいと思います。今の国と土木事務所、それから市と、こういう連携はいいと思いますが、もう少しつながりがよくなるといいということと、大規模もあるんですが、小規模のやつもやっていただきたいなど。予算が増えていっているとはお聞きしています。いい傾向だと思いますが、ぜひそれを拡大して

いただきたいと思います。以上です。

【苦瀬会長】 何か事務局からございますか。

【平元主任】 今の御意見の趣旨は理解しました。恐らく急傾斜地崩壊危険区域そのものの制度に対する御意見という要素が大きいのかなと思うので、こちらのほうから関係する所管のほうには御意見として共有はさせていただきたいと思います。

【苦瀬会長】 45ページの立地適正化と46ページの誘導しますとか勧告します。だけど勧告するけど、その場合には補助しなきゃねという、そういう趣旨の、それで実際にそれを運用するときに、全員が賛成でなきゃいけないのかとか、そういう問題というのはまた違うので、事務局でよくその辺、精査をしていただければありがたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

【田幡委員】 私から、45ページのところの文章のところ、3番の安全性、利便性を考慮した移住誘導に係る移転費用等の支援を検討しますって、これは市の方針として検討していくというふうなことを書かれていたのですが、今、県の方もおっしゃったように、財産権とかいろんなもろもろありますけれども、これは国とか県とかも同じように検討しているというふうに考えてよろしいですか。

【平元主任】 お答えいたします。元々ですね、国のほうで崖地近接等危険住宅移転事業というものがございます。これは国が2分の1、地方公共団体2分の1というような形の補助なのですが、これを導入している都道府県と導入してない都道府県というのがあります。今回の立地適正化計画に基づいてですね、このあたりの市と県とも連動してですね、この崖地近接等危険住宅移転事業という補助制度を整備するかというのは、現在調整をしております。ただ、この制度自体がですね、あくまで補助対象というのが除却費、立ち退いた後の残ったおうちの除却費と、あと引っ越しの費用ですとか、あと例えば新しい住宅を建設した際に、金融機関から融資を受けた場合の利息相当額という形で、限られた部分が補助対象にもなりますので、どのくらいこういう制度があるかということも踏まえてですね、現在まちづくり景観課を中心にですね、検討しているところでございます。以上です。

【田幡委員】 そうしますと、県のほうと調整するとおっしゃったのですが、県の方もそれは調整を。

【平元主任】 今、県のもですね、住宅関係の部署、建築指導課ですかね、と含めてですね、御相談させていただいているところでございます。

【苦瀬会長】 よろしいですか。ありがとうございます。はい、どうぞ。

【安田委員】 お配りいただいた資料では、その考え方はですね、砂防対策をしてレッドゾーンをなくすという考え方と、レッドゾーンにはですね、住まないようにしてもらおうと。こういう考え方の、いずれなんですか。これを読んでいると、今のね、御質問のように、移転した全員の引っ越し費用は出しますよとかいうのは、レッドゾーンには住まないでください。そのために移転してください。費用は少し持ちますよという考え方、あるいは砂防対策をしてレッドゾーン、工事をやってですね、先ほど言ったように崖崩れの工事をやったりして、なくしていく。どちらに重きを置かれるんですか。

【平元主任】 今の要素で言うと、両方の要素が含まれているのかなというふうに、まず考えています。ただ、やはり国のほうとしては、基本的にレッドゾーンには今回の例えば立地適正化計画で居住誘導区域からもレッドゾーンですとか急傾斜地崩壊危険区域は除くようにというのが国交省の手引でも出ていますので、今、安田委員がおっしゃったような、レッドゾーンにはそもそも新たに住まないように、新たに住む方を減らすことによって、元々のリスクを回避していくという考え方というのは、非常に国交省の立適自体もそうですし、今回のまちづくり連携砂防事業のところでも、そういった要素は多分にあるのかなというふうに考えております。

【安田委員】 止めることはできるんですか。例えば私の近くに今、崖の下にですね、家を、分譲住宅を建てているんです。基礎工事をやっているんですけど、市として、行政としてストップをかけることはできるんですか。レッドゾーンになったら。

【森尻委員】 少し長くなりますが、例えとして、よく使う例えでご説明します。病気になったときにあらかじめ予防して、風邪を引かないようにしましょうという予防保全と、でも引いてしまうのも仕方がないから、引いた後にはお薬を飲みましょうというのと、病気に対する対応って2通りあるじゃないですか。まさに備えていただくためにという、ここは崖だから危ないですよと、しっかりお知らせする予防の段階。しかし、そのことを承知されつつ、でも住み続けたいという人もいらっしゃる。では、近くの方々とある程度、保全家屋が5戸などまとまったら、そこには税の最適配分として、社会的に許されるだろうというところで、全員の合意がとれるのであれば、民地のまま税を使ってのり面工事をしますよという段階です。前段と後段みたいなイメージで、正確に言うと少し違うんですけども、ざくっというとそういうイメージで、法律の目的が異なる。その目的に応じて、しっかり備えてくださいね、または、住み続けたい、補助金を活用してのり面工事を行っていく、こうした法律が2つあるわけです。この

ようにご理解していただけるとありがたい。

【安田委員】 あえて聞きますけど、レッドゾーンだということを承知の上で、宅地業者が家を建てますね。5戸なら5戸。そしてその5戸の人が、ここはレッドゾーンだから、砂防工事をしてくださいというのを可能なんですか。

【森尻委員】 そこはまた細かい規定があって、特定開発行為とか、また別の規定も関係します。定義の中で、危ないところについてはちゃんと対策をしてからやってくださいとか、細かいところがあって、また次の段階になります。ただ、いずれにしろ、冒頭でもありましたけれども、都市計画という今、都市計画審議会において議論の範囲とすると、2つの法律があった中、できるだけ規制誘導していきましようというのがこういう体系の中で、マスタープランとしては提示しておこうと、理解しています。あとはこの事業の中で、引っ越し費用の話も出てきたり、今おっしゃったような特定開発に対する行為許可というものがあったりというふうに、現場現場で対応していくというイメージを持っていただければよろしいかと思えます。

【鈴木（新）委員】 簡単な質問。例えば土砂災害の特別警戒区域とかね、そういったものは県の指定ですよ。それで、具体的にその土地にですね、使って家を建てたいという人が出たとしますね。これは建築確認申請ですよ。そのときは、それは市ですよ。

【森尻委員】 建築確認申請は特定行政庁になるので。

【鈴木（新）委員】 市なんですか。

【森尻委員】 特定行政庁というところになるので、市だったり県だったり、あと大抵の場合は今もう民間のほうを確認検査機関になりますから、実態とすれば世の中的には9割くらいが民間の確認検査。

【鈴木（新）委員】 その場合に、いろいろとあるんでしょうけどもね、民間の確認だとすればですね、止まらないですよ、はっきり言ったら。

【森尻委員】 建築確認の部分。

【鈴木（新）委員】 そうそう。

【森尻委員】 レッドゾーンはレッドゾーン。

【鈴木（新）委員】 これはレッドゾーンですよ。

【森尻委員】 図面上、ゾーンを図示した中で、建築確認の申請書類が進んで、確認の許可というのものになります。法律の網がかかっているならば、その法律の網を前提に、建築確認というものが処理される、手続としては進んでいきます。

【鈴木（新）委員】 むしろね、建築確認というのがそういう危険傾斜区域云々だというよりも、要するに隣地との問題だとかね、家の高さだとかね、日照権の問題だとかね、そういったことのほうの審議のほうが多いみたいに私は思うんですよね。それで、本当に危険区域だと分からないでやっている場合もあるわけですよ。

【森尻委員】 それはまた別の課題といたしますか、都市計画の審議会とは異なる場での議論だと思います。

【鈴木（新）委員】 要するにそこにね、住民として見た場合にね、どこかでちゃんと話が分かればいいですけど、この話はこっち、この話はこっちというふうになってしまうと、実はね、私もアザリエのほうに住んでいるんですけどね、アザリエ団地の中はですね、そういうところいっぱいあるんですよ。特に団地造成したときの端っこというのは、傾斜区域なんですよ、ほとんどがですね。そこに人工地盤まで造っちゃったんです、斜めに。傾斜地に対して人工地盤を造って、基礎を打ってますけどね。そういう、ここを見たらものすごい、10メートルなんてものじゃないですよ。そういうところもいくつかあるんですよ。

【森尻委員】 私ども県土木の方に、一義的には御相談いただければ、全体を俯瞰した中で、できるだけ市民の方がたらい回しにならないように努めていきますので、よろしくお願ひします。

【鈴木（新）委員】 非常に窓口がね、整理されているのかなという気がしましてね。分かりました。

【苦瀬会長】 はい、どうぞ。

【板倉委員】 すみません、戻ってしまうのですが。45ページに、これを修正して入れましたというのは、こういう書き方をしておく、市なり県なりが国からの補助をもらいやすいから修正しましたというふうに理解したのですが。合っていますか。

【平元主任】 簡単に言うと、そうですね。ページ追加というか、元々あったページに要素を追加したというような形で書いております。

【板倉委員】 ありがとうございます。

【高野委員】 よろしいですか。76ページのほうになるのですが、レッドゾーン内の居住人口割合なんですけど、これ、この後に立適の議論でやるのかなと思っていたんですけど、砂防計画と併せてお聞きしたいんですが。今回ね、前は現状の10.2、これよりは減少させますという記載で、今回数値として10.2以下と。減らしますよとはなっているのですが、現状から、現

状ゼロとすればマイナスになれば進みましたよというふうには捉えるんですけど、これから人口減少社会へ進んで、社会減でレッドゾーン内の居住人口というのも、割合的には必ず減るじゃないですか。レッドゾーンからの移転を促進しますとかという記載はあるのですが、何か具体的に、これに関して推進していく内容が見えないのですが、そのあたりはしっかりとしたビジョンを持っているのかどうか。お聞きしておいていいですか。

【平元主任】 すみません。まず、取組自体に関しては、今回のそれこそまちづくり連携砂防事業を踏まえたというのも、それこそ日本全国の中で、現状としては恐らく多分横須賀市さんだけがこれを踏まえた立地適正化計画を策定して、順次こういった形で進んでいるとは思いますが、まだまだそれに手をつけている自治体自体がほとんどないような状態ということで、神奈川県の方から聞いています。なので、今回こういう位置づけをするというのが、まず一つ大きな一歩になろうかなと思っています。

その一方で、この数字のところをどういうふうを設定するかというのは、議論していた部分ではあるのですが、じゃあ、この数字というのがはっきりとした根拠、例えば8%、7%だったりとか、それが根拠に裏づいた数字が出せるかどうかという、計画の数値として、そこまで確としたものが出せるかというところを、議論はしたのですが、なかなか様々な要素だったりとか絡んでくるので、人口減少だけでなく、居住人口の、主に誘導区域で除いていくというような部分ですとか、その要素の部分が大きかったので、現状としての書きぶりとしては、現状以下というところに正直とどまってしまっているというような現状でございますね。

【高野委員】 移動誘導に関しては、移住誘導に関しては記載があるのですが、それに関して具体的なビジョンを持っているかということも大事だと思うんですね。これについては、記載がある、なしではなくて、やっぱり中長期的なビジョン、目線に立って、しっかりと行政が運用していかなければいけないと思うのですが、このあたりについては継続的に何か考えを持っているのかどうか。

2つあると思うんですよ。1つは社会減、自然減、あともう一つが移動誘導が入るのですが、この移動誘導という記載はあるのですが、これを実行するための政策ですよ。これを持っているのかどうか大事だと思うのですが、これは既に行政内部ではしっかりとしたものを持っているのかどうか、そこを答えていただいてもいいですか。

【平元主任】 ここの部分というのが、正直行政の中でも非常に悩ましい部分というのがあります。というのが、例えばここの区域から、逗子市の市域、非常に限られた市域でもあります

し、じゃあそのハザードが一切かからない地域があるかというところも非常に限られています。なので、例えばここのエリアを、ここに移転を見越した上で、こういうふう
に計画立ててやっていくというものまでは、まず難しいのかなというふうに思っています。な
ので、そこのビジョンというまで確たるものというところまでは消化しきれてないかなとい
うようにも考えていますけれども、ただ、様々な施策を重ね合わせることによって、少しでも危
険区域から、例えば新たに開発されないようにするであったりとか、今回も居住誘導区域とい
う考え方を一本挟むことによって、規制まではいかないですけれども、一つのストッパーを挟
むということによって、その方向に進めていければなという段階かなというふうに思います。

【高野委員】 ぜひね、立適のほうに移転誘導を書くのであれば、やっぱり具体的な政策とい
うのは、ある程度持つべきだと思いますし、県のほうで作成していただいたメッシュのほう、
私も見ましたけれども、レッドとイエローで、かなり広範にわたるのも理解しているんですよ。
その中で、居住者を減らしていくというのは、かなり難しい問題ではあるのですが、記載する
以上は、やっぱり行政内部の政策として、しっかりとしたものを持って進めていただきたいと
いうのは思っておりますので、よろしくをお願いします。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょ
うか。

【平元主任】 本日ですね、御欠席されている近藤委員がですね、資料を郵送差し上げた際に、
県とも連動するような内容でもありますので、しっかり国・県・市で連携して進めるようにと
いうコメントと、あとそれも県議としてその調整にも尽力したいというようなコメントを寄せ
いただきましたので、一応こちらでも共有させていただきます。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。こういう防災のことがこういう
計画の中に盛り込まれるというのは、非常に重要なことだと思います。昔、私なんか都市計
画を勉強していた頃は、ハザードマップなんて出ませんでしたよね。それを出したら、土地が
売れなくなるから嫌だとか、そんな議論がずっとあったわけですよね。それがだんだん変わっ
てきて、市民の皆様方にこういうところは危険なんだけど、こうしようねとか、もしこういう
希望があったら、こうしようねと、だんだん進んできたんだらうと、私は理解しています。そ
ういう意味では、これは非常に重要なことなんだと思っておりますので、今後とも、文言は文
言として、一般的な文言ですけど、具体的な行政として、ぜひ今後とも精査していただければ
ありがたいと思います。

それでは、続きましてウの議論に入りたいと思います。

【平元主任】 ではですね、続いて資料の3-1、3-2とですね、4-1、4-2を御用意いただけますでしょうか。

ここからはですね、前回審議会でいただいた御意見ですとか、あと審議会終了後にですね、お寄せいただいた御意見をもとに、事務局として整理したものを共有させていただきたいと思っています。非常にたくさん御意見いただきましたので、ポイントをかいつまんで御説明しますので、御不明な点等は質疑で補っていただければなというふうに考えています。

まず初めに都市計画マスタープランから御説明したいと思いますので、3-1と4-1ですね、3-1は横の表とですね、4-1の素案をお手元に御用意いただけますでしょうか。まず、こちらの表の見方なのですが、欄外上の部分にですね、対応区分というのを記載させていただいています。皆様からいただいた御意見をですね、この対応区分4種類に分けて、白丸は意見を反映し、修正するもの。白四角は意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの。黒三角に関しては、意見を反映することは困難なため、素案どおりとしたもの。黒四角に関しましては、今後の参考意見とするものという、これらの4つの区分に分けさせていただいております。

まず、一番左側が番号で、それに対応する今回の資料4-1のページと、あと項目、あといただいた御意見といただいた委員の方のお名前、あと今申し上げた4種類の対応区分と、一番右がですね、事務局からの審議会中の意見に関しては審議会の中で回答した内容と、あとその後ですね、事務局で改めて精査をした上での対応方針ということで整理しております。

まず初めにですね、2番の財政の関係なのですが、資料4-1のほうは23ページでございます。こちらですね、元々のページは非常にシンプルな、歳入と歳出だけを記載したようなページだったのですが、財政の状態がよく分からないというような御意見をいただきましたので、元々立地適正化計画のほうで、もう少し詳細に現状分析していたものがございますので、それらを踏まえてですね、公共施設等総合管理計画という計画から含めて、都市マスも、あと立適もですね、少し詳しく書きぶりを修正しております。

ただ、ここの対応方針のところには書けなかったのですが、今回この修正をする中でですね、この大もとの公共施設等総合管理計画がちょうど今年度改定の年を迎えるというようなことで、なので、今引用している図だったり、少し古いデータになりますけれども、これが更新できます。ただ、計画策定のタイミングがちょうど同じぐらいのタイミング、2月、3月頃にパブ

リックコメントをかけてというようなタイミングになりますので、なので最終的に、内容の方向性としては、記載の趣旨とですね、大きく方向性は変わりませんので、このあたりは大もとの公共施設等総合管理計画が今年度改定されるのに合わせて、中の図だったりとかも時点を更新して、できるだけ新しい情報をお届けできるように工夫していきたいなというふうに考えております。

続きましてですね、資料3-1の横長のもの、5番ですね。素案のほうは48ページでございます。住環境のイメージ図というところで、前回多く御意見をいただいて、非常に誤解を生みやすいと。世代間の生活スタイルをミスリードするような、高齢者はですね、相続だったりとか、あと必ず移転しなければならないというような、そういったミスリードを招きかねないというような御意見をいただきましたので、それを踏まえてですね、今、48ページの図に関しては、元々ですね、郊外の住宅地から相続だったりとか、あと実線でですね、たくさん線が郊外の住宅地からほかの近郊だったりとか、駅の周辺だったりとかに実線で住み替えというような線がたくさん引かれていたのですが、そのあたり、元々そういった趣旨の考えではなかったので、その実線を消してですね、この点線で市内で住み替えというような形をし、さらにピンクで囲んでいるところですね、単身者、子育て世代、高齢者等、多様な世代のニーズに対応した住宅供給を促進する。多様な世代の住宅供給を促進することで、移転したい方は移転できる選択肢を増やしていく。もちろん、ずっと住みたい方は今のところずっと住んでいただくという趣旨が正しく伝わるようにですね、修正をしました。以上が5番のところでございます。

続いてですね、資料3-1、裏をめくっていただいて、2ページ目ですね、2ページ目の7番でございます。素案のほうで言うと、49ページからの地域別構想全般に関してということで、やはりこの地域別構想というのは、住民とのキャッチボール、より幅広くですね、意見聴取する機会が重要じゃないかというような御趣旨がございましたので、この計画自体のどこを修正したというよりも、先ほどオープンハウスの説明のところでもお話したように、当初予定しなかった市民まつりへの出典を企画してですね、より幅広い方々の、まずこういったものが存在をしている、こういったものの計画があるということの周知を努めました。

続いて、その次の8番ですね。地域区分についてというところでございますけれども、特に東逗子地域の地域区分について、どうなのかというような御意見をいただきました。こちらに関しては、いただいた御意見を含めてですね、改めて事務局の中で検討したのですが、やはり第1回の審議会のときにお伝えしたとおり、この東逗子地域ですね、特に池子と沼間を含める

ことによって、後ほども修正のところで御説明したいと思うのですが、東逗子駅を中心とした公共交通の展開だったりとか、そういった要素というのも発想できるので、この地域の区分3区分ですね、小坪と逗子と東逗子、この3区分については維持したいなというふうに事務局のほうでは考えております。

続いてですね、資料3-1の3ページ、次のページですね、11番のところ。この11番のところが、素案で言うと67ページになるのですが、今申し上げた区域区分の3区分を維持するということに、通じてくるところでございますけれども、アザリエ地区の交通問題について、具体的な方針を記載するべきではないかというような御意見をいただいております。こちらに関してはですね、一番右の備考の対応方針のところでございますけれども、やはり都市計画マスタープランの性質上ですね、具体的すぎる書きぶりをしてしまうと、逆に事業方向が変更になったときに、そこに縛られてしまう。足かせになってしまうというのもありつつも、やはり大枠の方針として、これはもう市長もですね、公約だったりを掲げている中でも、東逗子を中心としたというところは意識している部分もございますので、67ページの中の、黄色マーカーが引いてあるところですね、2番、公共交通ネットワークの形成の公共交通の冒頭に、東逗子駅周辺を核とした公共交通ネットワークを形成するとともに、この「東逗子駅周辺を核とした」という文言は入れてなかったのですが、ここをあえて追記をすることによって、読み方によっては、いざですね、アザリエ地区から東逗子のほうにというような考えで、何か例えば都市計画の関係が出てきたときに、ここの部分かなということが拾えるような形でですね、修正を加えてみました。なので、この発想、このあたりの発想もありますので、地域別構想を生かした東逗子地域、やはり池子と沼間、今の3区分ですね、一体となったというところで維持したいというような考え方もございます。

続いてですね、資料3-1の12番でございますね。素案のほうは73ページでございます。ここはですね、市民の役割の中で、元々の文章としては、個々の利害にとらわれない考え方を持つことが重要という部分に関して、やはり市民感覚とこの文章のつくりはずれてくるんじゃないかなというような趣旨の御指摘だと受け止めました。ですので、この73ページの市民の役割のですね、一番最下段のところですね、地域全体の公共の福祉を優先する考え方を持つことが重要です。少し表現に気をつけた形で、ただ、やはり都市計画そのものというのはですね、あくまで都市の課題を空間を使ってどのように解決するか。さらにそれは多くがですね、市の土地だけではなく、市民の皆様、事業者の皆様のお土地を使って、やはり解決になるような都市

計画を考えていくというところが前提になってくる部分もございますので、なので現在の書きぶりというような形で調整をいたしました。

続いてですね、また3-1の次のページ、4ページ目ですね、15番を御覧ください。ここはですね、図面全般というところで、見やすくしたというところで、ページ面全体となっているのですが、一例として、今の都市計画マスタープランの7ページを御覧いただけますでしょうか。御指摘自体はですね、市全域の地図において、行政界なのか、自然界いわゆる海岸線なのか、地形のイメージがこれだけだとぱっと出されてもイメージがしづらいというような御指摘でございましたので、7ページのようにですね、海岸線のところは海のところは、この青っぽいですね、ものを引いて、さらに今までは逗子の市域だけを切り取っていたのですが、少し葉山港のあたりですとか、あと材木座のあたりですね、少し線を引くことによって、行政界なのか自然界なのかというのを分かりやすいような形で工夫をしてみました。

都市計画マスタープランで使っている図に関しては、この7ページの図のようにですね、市内の色使いが比較的シンプルな図面が多かったのですが、このような形をとったのですが、立地適正化計画に関してはかなり、例えばハザード情報とかいろいろな情報を重ね合わせてですね、メッシュを作っているのが、かなりカラフルな図面になっています。なので、ここはあえて、元々の図面自体の色合いが非常に多いというのがありますので、かえって混同する部分もあろうかなと思いましたので、現状では都市計画マスタープランに関しては、今申し上げたような修正を加えて、立地適正化計画に関しては現状あえてそのままという形で整理をしております。

ここまですでですね、審議会中であつた意見というところで、続いて5ページ目を御覧いただけますでしょうか。5ページ目のですね、ここからは審議会後にいただいた御意見に対する修正でございます。まず、No.1ですね、該当するところと言うと17ページでございます。17ページの環境の項目のところ、本市では丘陵地と住宅地の距離が比較的近くというような表現がありますけれども、一方でこれは先ほどから出ている土砂災害の部分という要素も加えるべきではないかというような御意見の趣旨ということで承りました。

こちらに関してはですね、この17ページの環境の項目のところは、どちらかという逗子の自然環境の優位性を表現するページかなというふうに捉えましたので、19ページの防災のところですね、19ページの防災の2段落目の「また」以降、イエローで塗っているところですね。本市では人口増加に伴う宅地開発の歴史から住宅地に隣接または近接している土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が分布していることが多くなっていますというような形で、少し委

員からいただいた御意見の趣旨を踏まえてですね、防災のところのページを補記するような形で修正をいたしました。

さらに続いてですね、2番ですね、2番が、同じくこのページの19ページでございます。こちら津波のところ、最大津波の高さですとか到達時間のところがですね、元々の素案のところは何モデルとは書かずにですね、単純に津波の高さ、最大高さが何メートル、到達時間が何分というような形で記載していたのですが、どういう津波、災害を想定するかによって、高さとか到達分数というのがそれぞれ設定をされております。少し今までの表現では、モデル間のところが混在されているような、少し分かりづらいような形でございました。ですので、元々この混在という部分に関しては、実は本市のハザードマップでも、より最悪なケースを重ね合わせて作っているという部分があるのですが、誤解を招かないようにですね、津波の高さに関しては、相模トラフ沿い海溝型地震の西側モデル、一方で、津波の到達時間に関しては元禄関東地震タイプですとか、そういった形で各どのモデルを使うとこの分数になるというような、採用したモデル名というのも追記するような形で変更をかけました。

続いてはですね、7番のところ、住環境のイメージ図、これもですね、48ページですね、先ほど御説明したとおり、修正を加えております。これは先ほど御説明したので割愛します。

続いてはですね、6ページの中の項目番号10番を御覧いただけますでしょうか。地域別構想のところですね、これまでの素案では各地域共通の項目というものを記載して、さらに※印、各地域共通というようなコメントというのも随所に入れておりました。その整理の仕方をもう少し分かりやすくしたほうがというような趣旨の御意見だと受け止めました。さらに、御意見としては、何度も繰り返し記載するのではなく、どこかにまとめてはというような御意見もございました。ただ、こちらに関しましては、オープンハウスですとか説明会だったりとか、様々今回ですね、市民の方の幅広い意見だったり、あと受け答えをする中でですね、やはり計画全体というよりも、一番はやはりお住まいの地域がどうなっているかというところの関心が非常に強いなというような印象がございましたので、なので、やはり地域別構想だけを見て、ある程度全体が把握できる、その地域に関係するもの全体が把握できるほうが、やはり分かりやすいのかなというふうに考えましたので、構成としては前回お示したものと同一構成にして、各地域共通という※印で入れていた部分に関しては、削除するような形で整えてみたところでございます。

続いて次のページですね、7ページの最後16番でございます。これは全般に関するということ

ころで、マスタープラン非常に長期的なプランではありますけれども、やはり今、住んでいる方、今の住民の方に、こんなふうにしようというのが分かるような、そういった役割というのを持つべきじゃないかというような御指摘でございました。こちらに関してはですね、31ページ、素案のほうの31ページですね、ここにですね、本マスタープランにおける将来都市像ということで、ここは長きにわたる文章で記載をしておるのですが、前回の審議会では、細かくちゃんと御説明ができていなくて、あくまでこういうイメージで書きますという話にとどめてしまったのですが、改めてこうやって御意見をいただく中で、やはりそういった、市民にとってどういうふうに役割として都市計画マスタープランがあるべきかというところが重要なところかというふうに思いましたので、今回行った4回の説明会全てでですね、この項目に関しては全て読み上げるような形で、こういうイメージ、現在お住まいの方も、やはり逗子というので、こういったところを魅力に感じてお住まいになった、あと引っ越してこられたりという方も多いと思うけれども、将来的にもっとこういうふうに、そこの部分を生かしてですね、こういうイメージで目指していきたいというような形で、全ての説明会で読み上げて、イメージをお伝えするような形でですね、その説明会というところで工夫するというところで、御意見を御入れさせていただきました。

まず、都市計画マスタープランのところは以上でございます。先にですね、立地適正化計画のほうも併せて説明させていただきたいと思っておりますので、続いて資料の3-2と資料の4-2、それぞれ御用意いただけますでしょうか。

では、資料の3-2ですね。まず、審議会中の御意見ということで、まず1番の財政のところですね。こちらは素案の17ページでございます。こちらの話は少し都市計画マスタープランのところでも触れましたけれども、元々記載をしていたのがごく一部の表を抜粋してというところで、その抜粋の仕方がかえって分かりづらいような形になってしまいましたので、少しページ数を増やしてですね、17から18、19ページと、この公共施設の総合管理計画で活用されているグラフ等を用いながら、少し丁寧に説明するような形で修正を加えております。こちらはですね、先ほど申し上げたように、元々の計画が改定をされていますので、このグラフだったとか、文言に関しては最終的には微修正を加えてというような形なのですが、趣旨としてはこういった項目の趣旨を載せていきたいなというふうに考えております。

続いてですね、2番の防災に関する要素というところに関しては、これは先ほど資料2で御説明を差し上げたとおりですね、まちづくり連携砂防事業ですとか、そういった部分をより具

体的にですね、立地適正化計画を策定することによって、具体的に踏まえる部分というのを神奈川県、国とも連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

では、続いて次のページを御覧いただけますでしょうか。3番でございますね。こちらはですね、立地適正化計画は58ページからになります。誘導施設の設定というところでございます。御意見としては、都市機能誘導区域にも含まれる東逗子駅前用地の活用事業に関してですね、公共施設だけでなく、先端技術を持つ企業の誘致というのも検討すべきではないかというような御指摘でございました。こちらはですね、一番右側の備考の対応方針のところでございますけれども、まずはそもそもの立地適正化計画の趣旨というところでは、まず、誘導施設、この居住者の共同の福祉ですとか、利便性の向上を図るために必要な施設で、それで都市機能の増進に著しく寄与するものというのを設定しますと。なので、例えばとして、病院・診療所であったりとか、子育て世代にとっては幼稚園・保育所、あと集客力という点で、図書館とかスーパーマーケットであったりとか、いわゆる住民にとってのより集客力を持つような施設を都市機能誘導区域という駅の周辺に設定をすることによって、そこにより居住がある意味集まってくるような、そういうものを趣旨、意図とした施設でございますので、なので立地自体に関しては、この意見自体は難しいのかなというふうに考えたのですが、一方で、この企業立地の視点というところ、行政として受け止めるべきところだなというふうに思いましたので、関連所管のほうには御意見は伝えさせていただいております。

続いてですね、3ページですね、こちらはですね、審議会後にいただいた意見でございます。まず、番号3番ですね、市民意向調査のところ、現在20ページ、21ページのところにも市民意向調査の概要を掲載しているのですが、もう少し細かいデータがないのかというような御意見でございました。

こちらに関しましては、現在用意している、本日用意した素案にはまだ掲載できていないのですが、この素案の後ろにですね、参考資料という、例えば用語集とか、そういったものを含めた参考資料をつける予定をしておりますので、その参考資料の中で、もう少し詳しいような、市民意識調査の結果というものも入れていきたいなというふうに考えております。

続いてですね、4番のところですね、この計画で言うと22ページでございます。22ページが市のまちづくりの課題まとめという項目で、この中の(2)居住の生活環境、こちらの関係で、魅力にぎわい向上を図るため、空き家の利活用に向けた取組が求められるとありますけれども、その魅力にぎわいの向上を図るためには、空き家の利活用以外ないのかというような御意見で

ございました。

これはですね、もちろんそれだけというわけではないのですが、もとの説明が不足していて、あくまでこれは住宅地の中でどういうふうにしていくかというような文章でございましたので、その住宅地という中では、ひとつその空き家の利活用というところがキーになってくるかなというふうな趣旨でございますので、少し住宅地としての魅力にぎわい向上を図るための空き家の利活用というような表現に修正をしております。

修正した箇所に関しては、68ページのほうですね、68ページの上の部分ですね、施策2-3で黄色いマーカーを引いている部分ですね、こういった形で修正をさせていただきます。

続きましてですね、次のページ、4ページを御覧いただけますでしょうか。立適のページとしてはですね、53ページからの都市機能誘導区域ですとか誘導施設の関係ですね。御意見といたしましては、駅周辺の拠点機能を維持する方策として、三浦半島サイクリングの入り口で、海岸を有する逗子市ある故、その着替え、シャワー、トイレなども、そういった施設というもの、そういった要素も誘導施設として必要じゃないかというような御意見でございました。

誘導施設自体の書きぶりに具体的に書けるものではないのですが、元々誘導施設として設定している生涯学習センター、市民活動センターという書きぶりで、一般名称で誘導施設を設定の書きぶりはしますので、そういった書きぶりで行っているものが、逗子市における市民交流センターですね、図書館の向かいの市民交流センターを表しているのですが、こちらのほうで、元々屋内温水プールがございまして、ジョギングする方のプールの更衣室としての活用だったりとか、実際行っているところもありますので、既に盛り込まれているというところで整理をさせていただきました。

続いて11番でございませぬ。これは立適のページ数としては59ページでございませぬ。御意見の趣旨としましては、誘導施設として、あえて大規模小売店舗を誘導施設に設定をするということが、その逗子のまちの魅力の一つである個人商店が取って代わられてしまうのではないかという御心配の懸念を寄せていただきました。

ここに関しましては、一番右の備考欄でございませぬけれども、まず、市の考え方としても、商店街の個性ある個人商店が逗子のまちの魅力の一つでありますので、まさに御指摘のとおりかなというふうに思っています。なので、市の趣旨としても、個人商店がスーパーマーケットとかコンビニに取って代わるというのを意図したものではありません。

一方で、既存の大規模小売店舗いわゆるオーケーストアさんとか、ある程度規模感のスーパー

一さんですね、が生活の一部を支えているということも事実ですし、あと、そういった施設がですね、ある日突然なくなってしまう、廃止となってしまったときに、行政として何もキャッチアップできずに対策が打てないというのもひとつ問題かなというふうに思っています。

なので、ここで誘導施設として設定することによって、届出制度によって情報収集ができるということも重要でありますので、そういった趣旨で、誘導施設として設定しております。

さらにその小規模な店舗というのは、都市機能誘導区域、駅前に今多く実際ありますけれども、駅前だけに限らず最近では結構住宅地の中に小さな、非常に個性ある店舗で、非常に賑わっているような、例えば住宅街にあるピザ屋さんだったりとか、いろいろな店舗が市内に各所あろうかなというふうにも考えていますので、そういった意味でもあえて誘導施設でそういった小規模な店舗を設定するものでもないかなというような趣旨で、こういう形でしています。表記に関しましては、スーパーとかスーパーマーケットとか、混在している部分がありましたので、スーパーマーケットに統一をさせていただいております。

では、事務局からですね、主立ったところの変更ということで、御説明するのは以上でございます。お願いいたします。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。2つ、マスタープランと立地適正化の両方、修正した部分説明いただきました。質問、御意見ございましたら、まず都市マスのほうからでしょうか。はい、お願いいたします。

【丸山委員】 前回、私、参加できなかったのですが、意見を言わせていただきたいなと思います。小坪地域に関してなのですが、歴史に関する視点を入れていただきたいなと思っていたんですが、「昔ながらの」とか、そういう表現はあるのですが、歴史あるとか、その文言をぜひ入れていただきたいなと。というのは、小坪地域は、ヤマトタケルが古東海道を通過してきたとか、まんだら堂もございますし、平安時代から続いているお祭りもございます。神社仏閣も本当に多いんですね。そういう歴史を大事にしていきたい、まちづくりを進めていただきたいという視点から、歴史という言葉を入れていただきたいなと。

あともう1点なんですけど、全体に関してなんですけど、スポーツに関する視点がなかったので、逗子はスポーツ都市宣言をしておりますので、どこでも誰もがスポーツを楽しめる環境づくり、まちづくりをするということになっておりますので、その視点をどこかに、例えば適正化計画の先ほどのいろいろ施設のところでもいいですから、スポーツという視点を入れていただきたい。それは意見として、お願いします。

【苦瀬会長】 それはじゃあこれから検討していただけるというやつですかね。

【丸山委員】 1つだけ。ただ、スポーツというのは、いわゆる体育じゃなくて、体を動かす喜び、楽しみの意味でのスポーツ。

【苦瀬会長】 じゃあ、よろしくお願いします。

【平元主任】 今の御意見の中で、都市計画に関わり得る部分で、例えば歴史だと歴史関係の歴史的風土特別保存地区だったりとか、そういった指定がされている地域もございますし、まちづくり全般で非常に重要なポイントかなというふうに思いましたので、それで都市計画のフィルターを通す中で、どういった部分が反映できるかというのを、改めて事務局で検討したいと思います。

【丸山委員】 ありがとうございます。

【苦瀬会長】 よろしいですか。

【一ノ瀬委員】 一ノ瀬です。私も前回参加ができておりませんでしたので、既に修正いただいたところにも関連して、3つほど申し上げたいと思います。

1点目がですね、どこかに入れていただくというかですね、今、国交省のほうはすごく熱心に進めている施策の中で、グリーンインフラなのですが、1回も出てきてないかなというふうに思いました。実は逗子市、やはり自然環境に非常に恵まれているところが、非常に大きなメリットがあって、もう一方で、先ほど議論があった災害の危険性もあるということなのですが、そういったもの、両方の面をですね、解決する一つの方策として、グリーンインフラというのが今、一生懸命国交省も取り組んでいますので、やはりどこかを大きく変えろという意味ではなくてですね、キーワードとして入れ込んでおく必要があるかなというふうに思いました。それが1つです。

2点目がですね、やはり同じように関連して、文言という意味なんですけども、今申し上げたように、非常に逗子市の自然環境、豊かな自然環境があって、それに関わる記載もいくつか、これまでも御指摘あったようなんですけども、例えばですね、30ページのところ、都市マスのほうなんですけども、環境との共生というような書きぶりで文言いろいろ説明があるのですが、これも多分見ていなかったキーワードかなと思うのは、生物多様性ですね。生物多様性条約のほうではネーチャーポジティブというような言い方をしているのですが、生物多様性も育んできた逗子の自然環境だと思いますので、例えばここだと、動植物の生息の場となっているとかというような表現がされているんですけど、例えば生物多様性を維持してきたとかですね、何

かそんなふうにキーワードを入れていただくのがいいかなと思いました。これが2点目です。

最後が3点目ですね、交通やまちづくりに関わることなのですが、やはりこれも国交省が今、一生懸命進めているウォークブルなまちづくりですね。逗子市も宣言をしている都市の一つで、手が挙がっているんだと思うんですけど。関連すると、現時点で47ページに、歩いて楽しめるウォークブルなまちづくりの記載が出てきます。ただ、ここが書かれているところというのが、ニューノーマルな暮らし方、働き方の対応というところなんですよ。必ずしも歩けるまち、あるいは歩いて楽しいまちづくりというのは、別にニューノーマルとは間接的には関係があるのですが、そこがメインではないので、基本的には歩ける、歩きやすいまち、あるいは自転車を使った交通だったりとかという記載もされていますので、交通のところに入れるのか、まちづくりのほうに入れるのか、そちらは多分御判断かなと思うのですが。どちらかのところで、もう少し前に出す形で、せっかく宣言もされていますので、入れていただくのがいいのかなというふうに思いました。

あと、そういう意味では、交通に関連して1個だけですけども、M a a Sを記載したほうがいいんじゃないかという御意見があって、M a a Sの記載が黄色で入っているんですけど、何かM a a Sに資する新技術を導入すると書かれていて、M a a Sって、別に新しい技術じゃなくても実現できるんですけど、何か具体的な新しい技術を導入予定なので、こう記載されているんですかね。新しい技術を入れなきゃいけなくなってしまうと、どうかなと思っています。

【平元主任】 ごめんなさい。ここに関しては、特に今、一ノ瀬委員がおっしゃったような意図はないです。元々M a a Sの検討みたいな、たしかそういった表現だったのですが、M a a S自体の言葉って、技術そのものも表していたりもすれば、一方で概念を表しているみたいな部分がありますので、そこで今日M a a Sに資する技術の導入という形で、少しM a a Sの何でしょう、説明というか、修飾語的につけているような形ですね。なので、確かに今おっしゃったように、既存のインフラというか、技術を組み合わせるといった形のM a a Sもありますので、ここの文章というか、表現に関しては、再検討したいと思います。

【一ノ瀬委員】 分かりました。以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。

【鈴木（伸）委員】 すみません。私も前回出席できなかったのですが、コメントさせていただきます。参考として、立地適正化計画の23ページを見ていただいたら分かりやすいと思うのですが、一つ、危機管理の観点から、少し都市マスについて修正、見直したほうがいいのではない

かという意見です。この図を見ていただくと分かりますように、津波が来たときに、市役所それから消防署も浸水区域の中にある。私も一ノ瀬委員も被災地の支援に行ってきたので分かるのですが、浸水深が30センチ程度でも、自動車は浮いて動いてしまうんです。それを撤去するまでにすごく時間がかかる。そう考えると、相当程度この浸水区域内のエリアというのは、都市機能が停止するだろうということが考えられます。そうすると、東逗子の駅周辺というのにもう少しちゃんとした位置づけをしたほうがいいのではないだろうか。東逗子の駅前の公共用地の活用についての検討が始まっていて、報告書も拝見したのですが、そういったいわゆる行政のBCP、事業継続性に関して、一時的な都市機能を担うというような観点での検討は、あまりされていないとは思えないのですが、まずそういう検討がされているようであれば、しっかり東逗子の部分についての記述を厚めにしたほうがいいのではないかと。災害時の行政機能のサブセットとしての位置づけをしておいたほうがよいだろうということ。

それから、それに関連する内容としては、やはり災害時に逗子は孤立することが相当予想されるわけですね。生命線が横須賀逗子線、金沢逗子線、それから鎌倉葉山線、この3つのわけですが、やっぱり沿道にかなり老朽化した建物というの相当見られますので、こういう沿道建物に関しては、沿道商業を振興しますとか、そういったいわゆる記述しか見られないのですが、災害時のことを考えて、建物の堅牢化を進めるとか、何かもう少しプラスアルファの記述をしておいたほうがいいのではないかと。そうしないと、恐らくこの横須賀逗子線が逗子にとっての生命線になると思うんですね。高速にもつながっていますし、広域的な支援を受けるためにも、それが大事になってくると思うので、少なくとも横須賀逗子線についての記述は厚めにしたほうがよかろうということ。

それから、そこから東逗子を中心に、市内の孤立した住民に対する支援を行っていくということ想定した都市マスの記述が必要なのではないかなというふうに思いました。

消防署はどうなるんですかね。警察署は浸水エリア外にあるのでいいんですけども、将来的に消防署を移転するのかどうかということは、分かりませんが、そういうような危機管理の観点から都市マスを見直したほうがいいのではないかとというのが1点です。

それから、私、景観まちづくりを20年以上お手伝いしている中で、常に感じているのですが、都市マスの記述が非常に、特に地区別構想の記述が概括的すぎるんですね。ですので、特に駅周辺の都市づくりの方針というのが、あまりはっきりしていないというのがあります。一方で、景観計画というのがあって、その間を埋める部分が非常に少ないので、もう少しこの駅周辺の

まちづくりについて、少し記述を詳細化したほうがいいのかというふうに思います。これは何の根拠になるかという、公共事業や、あるいは公的資金の導入の際のやっぱり根拠になるわけですから、この駅周辺をどういうふうにしたいのかと、もう少し分かりよくしたほうがいい。

その観点で言うと、2つほどコメントしたいのは、一ノ瀬委員も御指摘されたウォークブルまちづくりです。ウォークブル推進都市に手を挙げているので、それまでやることを考えると、そこについての記述をちゃんと入れたほうがいいたろうと。それから、駅周辺で問題になっているのは、渋滞の問題だと思うのですが、渋滞に関してあまり記述がないのですが、私は駐車場をもう少し相互に連携させるという取組と、ウォークブルまちづくりでみんな歩いて移動できるということを合わせると、多少その問題、解決できるんじゃないかというふうに思っていますので、駐車場問題についての少し記述はあったほうが有益かと思います。

すみません、長くなって。3つ目はですね、ユニバーサルデザインについてです。バリアフリーについての記述はあるのですが、障害者差別解消法というのが改正されて、民間の施設も全て合理的配慮が求められるようになってきたので、まち全体が障がい者に対する合理的配慮を必要とする時代になってきているわけです。障がいもかなり、ある意味特性として捉えるようになってきていて、車椅子でしか移動できないおばあちゃんも、車椅子で移動する人も、ある特性を持った人たちというふうに考えて、かなり障がいか健常者かというような区分けで考えられていると思うのですが、もう少しユニバーサルデザインを推進するという立場から記述を盛り込んだほうがいいのかというふうに思います。私からは以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。御指摘いただきましたけど、今後検討していただけますか。いいですか。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【安田委員】 関係ないかもしれませんが、9月7日、日経新聞にですね、大東建託というところが調べた、住みたいまち、首都圏の住みたいまちで、何と逗子市は3番目にノミネートされているんですね。1番が葉山町、2番が鎌倉市、3番が逗子市です。茅ヶ崎が7番、東京目黒区が8番で、9番が藤沢市。この新聞報道を見まして、いいなと思いました。

ただ、住みたいまちという区分です、大東建託がアンケートをとっているわけですが、住みたいまちではないんですね。というのは、新しくですね、逗子市のほうに来て住みたいなという人よりも、今住んでいる人たちは、このまちはいいぞと。ずっと住みたいよ

ねと。この根拠というか、あれはやっぱり海と山というか、非常に静かで、あまり物騒な事件も起きない。そういう非常に住環境としてはすぐれているまち。だけど、そのために収入は少ないねと、市の財政は苦しいんだよと、こういろいろありますけれども、私は住み続けたいまちはぜひ続けて維持していただきたいと思いますし、新しく逗子市に住みたいと。鎌倉市なんかには人が行っているようですが、そういう魅力づくりのまちづくりをお願いしたいなというふうに思いますので、一言申し上げました。

【苦瀬会長】 分かりました。御意見として承ります。

【丸山委員】 河川整備についてなんですけど、防災の観点からも整備をしていくということで、その河川というのは、管渠も含まれているのか伺いたいですけど。例えば小坪川で言うと、途中から管渠になっているところもあるのですが、そういうところ、管渠の近くに住んでいる方たちは振動がすごいとか、振動問題も起こっていますので、そういう面での整備等は含まれているのかどうかというのをお尋ねします。

【石井部長】 暗渠ですね。暗渠も当然、河川として対象になります。

【丸山委員】 対象になる。ありがとうございます。

【苦瀬会長】 ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

【鈴木（正）委員】 1ついいですか。17ページの財政の情報、大変よく作ってくれたなと思ってます。それで、これで心配点なのですが、上の表とですね、実際使った数字、2023年まで、大変逗子市さんの動きが私の知っている限りとぴったり合っているの、ここまで大変いいデータだなと思っているのですが、こういうことをですね、市民の方よく知ってもらって、どこにいくら使っているかというのが、具体的な話ですから、大切なんです。ただ一方ですね、これから先を見てもらうとですね、人口が減っていく中で、お金、大変使う形になっています。こういう中で、先ほどの住みたいまち、住みよいまちにしていくということは、逗子っていろいろ努力しないと、いなくなっちゃうのではないかと思うので、そのようなところも配慮しながら、まちづくりをやっていきたいなと、いただきたいなと思います。これだけの数字を出していただいたの、大変勇気のある表現で、なかなか出せないの、これはすごい表だなと思います。以上です。

【苦瀬会長】 ほかに。それでは、じゃあ私も会長という立場じゃなくて、一委員として思ったことを2つほどお話ししたいと思います。

1つは、先ほど委員方からウォークブルとか駐車場の議論がございました。ぜひですね、そ

れの気配りをしていただければありがたいというのがお願いでございます。私も駐車場は、丸の内とか八重洲とか銀座とか、築地もですけども、それやっていますが、ウォークブルというのは手ぶらでウォークブルなんですよね。買い物をして、荷物を持ったらウォークブルじゃないんですよね。ということは、どういうことかということ、前に申し上げたかどうか分かりませんが、丸ビルって1日6万人出入りするんですけど、そこに乗用車六百十何台しか来ないんです。貨物車だと670台来るんですよ。どうしてかということ、6万人の仕事のための資料とか食べ物とかを運ぶんですね。だから、人が賑わうということは、人が集まるので、乗用車も集まるかもしれないし、ひょっとしたらバスでおみえになるかもしれないし、電車でおみえになるかもしれないんだけど、そこで買い物をする人たちや食べたりするものはみんなトラックで来ると。だから、その駐車問題をうまくコントロールしながらやっていただいて、ウォークブルを実現したい、していただければありがたいというのが1つ目でございます。ちなみに、中央線の荻窪とか高円寺とか、あの辺を調べますと、大体駅に駐車している台数だけで言うと、55%から60%が貨物車。そういう現実なので、逗子の場合はよく分かりませんが、うまくコントロールしていただければ。

もう一つがですね、防災なんですけど、私も3.11の後、都市計画学会の防災委員会で、第3部会長というのをやりましたし、その後、緊急支援物資の関係で国交省とお話ししたんですけどね、避難して、避難した後に物資が来るわけですよね。そうすると、ここで逗子の皆さん方はどこに避難して、どんなふうになっているのかというのが、どこか別の計画で書かれていればいいんですけど、津波が来るぞというのは書いてあるんだけど、どういうふうに、例えば今後ね、小学校とか中学校とか、そういう生活の拠点のところをどう強化していくんだろうかなとかいうのを、少し気になりましたですね。

それから、避難した後で問題なのは、先ほども委員がおっしゃってましたけど、道路を使って物が来るかどうか。防災という名前の兵糧攻めだと私は思っているの、兵糧攻めからどうやって我々を助けるという、皆さんを助けるかという、そういう視点もあっていいのかなというふうに、そこまで書くのがいいかどうかは別としてですね、防災に関してももう踏み込んでもいいのかなと、気になりました。以上です。すみません。個人的な意見になりましたけど。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まだあと後々思い出したりして、何かあったら事務局のほうに御連絡いただければありがたいと思います。そろそろ想定した時間も来ましたので、この辺で。

【鈴木（伸）委員】 立適は。

【苦瀬会長】 いや、両方で。両方一遍にということで。何かありますか。どうぞ。

【鈴木（伸）委員】 じゃあ1点だけ。先ほどコメントしたことに関連するんですが、70ページ、71ページのところで、支援施策の中に優良建築物等整備事業が入ってないのですが。優建は、場所によってはやっぱりいろんな機能を誘導するために使っている自治体もあります。逗子の場合、高さの関連の制限があって、なかなか使いにくいという面もあるかもしれないのですが、優建は入れておいたほうがいいだろうなど。優建の適用できるエリアというのが、東逗子の駅前と逗子駅周辺地区しか入ってないんですね。例えばそれを横須賀逗子線沿いのところに適用エリアを少し広げるとか、そういう工夫をすることで、都市の機能や防災性の向上というのを図ることができると思いますので、少しその辺を入れておいたほうがいいのかなど。併せて、この67ページのところの課題と施策の部分をもう一遍整理されたらどうかなと思います。以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。ほかに言い残したことは。はい、どうぞ。

【堤委員】 31ページなんですけど、養子の子が外国人の場合は、その辺はコミュニティってどうなるんですか、何かそういうのが全然書いてないんですけど、そういう場合はどうするんですか。31ページのマスタープラン。コミュニティを、地域のコミュニティの子育てとか書いてあるんですけど、外国人というのは、出てこないんですけど、そういうのは、ないんですか。入れないんですか。

【平元主任】 もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

【堤委員】 養子の子が外国人の場合は、コミュニティってとれるんでしょうか。そういうのがあまりないんですけど、全然ないんですけど。

【平元主任】 この都市マス全体の中に、対外国人とか、そういった要素があるかどうかという質問の趣旨でよろしいでしょうか。

【堤委員】 何にもないんですけど。

【平元主任】 まずですね、よろしいでしょうかね。

【苦瀬会長】 はい、どうぞ。

【平元主任】 都市計画マスタープラン自体が、あくまでがベースとして、先ほど申し上げたように、都市計画自体が都市の課題というのを空間という観点で解決するというものになりますので、それに付随するこういう事業がというので、一部例えば観光の要素だったりとか、防

災とか、そういったところも記述はしていますけれども、どちらかという外国人を例えば配慮とか、支援制度だったりとか、そういった部分はソフトの部分の部分が大きいのかなというふうに思っていますので、なので、都市マス自体に記載するものではなく、ほかの計画の中で考えていくべきところかなというふうに考えております。

【苦瀬会長】 よろしいですか。ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、意見が出尽くしたということにさせていただいて、皆様方、また何か思いついたり、いろいろ考えて意見がありましたら、事務局に御連絡をください。よろしくお願ひいたします。ということで、議題の1ですかね、終わらせていただきます。

その2はありますか。

【平元主任】 まず次回の都市計画審議会の日程ですけれども、冒頭でも申し上げたとおり、11月の20日を予定をしております。本日の審議を踏まえて、また改めて修正案お出ししてですね、そこで最終的に取りまとめ、審議会としてのとりまとめをした上で、その後、1月、2月にかけて最後、パブリックコメントを行って、来年の3月、策定というところで進めていければと思いますので、引き続きよろしくお願ひをいたします。では、事務局からは以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございました。それでは、本日予定された内容はこれで終了でございます。本日の審議会をこれにて終了させていただきます。皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。